



つくばみらい市訓令第3号

つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令

つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成29年つくばみらい市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程

第1条中「特定個人情報」を「個人情報及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）並びに特定個人情報等をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）」に改める。

第2条中「第2条」の次に「及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条」を加える。

第3条中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」を「個人情報保護法」に改める。

第4条第1項及び第5条中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に改める。

第6条第1項中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に改め、同条第2項中「秘書広報課長」を「行政経営デジタル戦略課長」に改める。

第7条第1項、第8条第2号及び第3号、第9条、第10条、第11条第1項から第3項まで及び第4項各号、第12条、第13条第1項、第14条、第16条の見出し、第18条から第20条まで、第21条第1項、第22条第1項、第23条から第25条まで、第27条の見出し、同条から第30条まで、第32条から第34条まで並びに第35条第1項中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に改める。

第37条に見出しとして「(業務の委託等)」を付し、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第7号、第3項並びに第4項中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に改める。

第38条第1項及び第40条から第42条までの規定中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

昭和二十一年四月二十二日

内閣府令第一〇七号 警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日



内閣府令第一〇七号

警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日

昭和二十一年四月二十二日

警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日

昭和二十一年四月二十二日

警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日

昭和二十一年四月二十二日

警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日

警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日

昭和二十一年四月二十二日

昭和二十一年四月二十二日

警察官の職務等に関する法律（昭和二十一年四月二十二日）の

施行期日

昭和二十一年四月二十二日

昭和二十一年四月二十二日